

報告第 24 号

権利放棄の報告について

西海市債権管理条例（平成 26 年西海市条例第 23 号）第 16 条第 1 項の規定により、市の債権について、別紙のとおり放棄したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 2 日

西海市長 杉澤 泰彦

令和3年度債権放棄一覧（西海市債権管理条例第16条第3項）

No.	放棄した債権の名称	放棄した債権の年度	放棄した債権の金額(円)	放棄した債権の件数	放棄した事由 (債権管理条例)
1	訴訟上の和解に基づく解決金	平成23年度	1,000,000	1	第16条第1項第3号
	計		1,000,000	1	
2	一般被保険者返還金	令和元年度	2,366	1	第16条第1項第5号
3	高額療養費貸付金	平成18年度	117,431	1	第16条第1項第3号
4	高額療養費貸付金	平成18年度	94,000	1	第16条第1項第1号
5	高額療養費貸付金	平成18年度	224,000	1	第16条第1項第1号
	計		437,797	4	
6	上水道料金	平成15年度～16年度	12,080	2	第16条第1項第3号
7	上水道料金	平成17年度～19年度	33,930	3	第16条第1項第3号
8	上水道料金	平成23年度～25年度 平成28年度～29年度	58,770	5	第16条第1項第2号
9	上水道料金	平成24年度～25年度	35,270	2	第16条第1項第1号
	計		140,050	12	
	合計		1,577,847	17	

放棄した事由(西海市債権管理条例の適用条項)

第16条第1項第1号 債務者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、納付期限から相当の期間を経過した後においても、なお資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込がないと認められるとき。

第16条第1項第2号 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

第16条第1項第3号 当該債権について、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がないときで、かつ、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

第16条第1項第4号 強制執行等又は施行令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

第16条第1項第5号 施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。